

いじめを見逃さない学校づくり

教育相談委員会

「いじめ問題対策チーム」

校長・教頭・教務主任
児童生徒支援・生徒指導主事
教育相談担当・養護教諭
スクールカウンセラー・SSW
いじめ対策アドバイザー

未然防止の取り組み

学級づくり
クラス会議・道徳
特活・QUの活用

児童会による
あいさつ運動
ゆのっ子集会

- いじめ対応の基本方針を周知徹底
- 教員の対応スキルの向上の研修会
・いじめ対策アドバイザーによる研修
・問題行動対応事例研修
- 児童への働きかけ
・情報モラル教育(ネットいじめ)

早期発見・早期対応システム

- 情報の収集(毎月)
・友だちアンケート(第1月曜日)
- 観察・聴き取り・面談
- 全校の実態集計と
面談内容の集計
- いじめ認定会議(第2週)
- いじめと認められるもの
・記録シートへの記入
・いじめ解消の判断は校長

早期発見

友だちアンケート
毎月実施

- 児童理解の会開催(隔月1回)
- 安全で安心できる
教室・学校環境の整備
- 児童の「いじめ」への理解
- 教職員の問題意識の徹底と問題
行動への共通理解・共通実践

早期対応!

学校全体で 組織的に対応!

いじめの発生

学校・教職員

校長(教頭)

児童・保護者
アンケート・訴え等

教職員
気付き・発見

<関係機関>

- 教育委員会
- 市教育センター
- 南加賀保健センター
- 市子育て支援課
- 市発達支援センター
- 主任児童委員
- 民生委員
- 警察
- ※重大事態(生命、心身、財産に重大な被害)発生時は教育委員

報告

緊急対策会議(個別案件対応班)

校長(教頭) 生徒指導主事・教育相談担当
担任 養護教諭・関係職員
いじめ対策アドバイザー 生徒指導サポーター

- 関係職員から事情収集
- 被害児童(保護者)から事実確認
- 指導方針の決定
- 加害児童より事実確認・指導
- 被害児童保護者への説明
- 加害児童保護者への説明
- 人間関係の修復
- 学級指導・全体指導

必要に応じて
育友会
役員会

連携

連携・指導

事実確認は
複数で聞き
記録をとる

- いじめほどの学校
でも起こりうる
- 日常的な対応が必要
- 教職員自身も言動に
注意する

保護者への
説明と協力依頼

職員会議

- 共通理解と具体的対応策の伝達
- 指導後の状況把握

再発防止策の検討と今後の具体的方針の決定